

労務報酬下限額の考え方について

東京地方最低賃金審議会は東京労働局長に対し、令和4年10月1日から適用される東京都最低賃金を31円引き上げて、時間給1,072円に改正するのが適当であるとの答申<参考資料>を行った。

なお、この「31円」の引き上げ金額は、中央最低賃金審議会の答申で示された「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額である。

以上のことを踏まえ、事務局では今年度の本審議会において、主に議論を進めていく必要のある「労務報酬下限額の考え方」及び「適用労働者の範囲」について、今後の方向性を以下のとおり検討した。

1 工事の労務報酬下限額について

(1) 熟練労働者（条例第7条第1項第1号に規定する額）

令和3年度の多摩市公契約審議会答申（その2）で示された「公契約条例の今後の課題・改善等にかかる対応方針」において、「工事の労務報酬下限額の設定根拠を公共工事設計労務単価とするか等については、長期的課題として引き続き検討する。」としているが、従前どおりの考え方を適用し、令和5年度の労務報酬下限額は次のとおりとする。

（案）公共工事設計労務単価（東京都）〔前年度の10月1日現在〕÷8時間×90%
* 51職種ごとで設定

(2) 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）

平成27年度	工事の熟練労働者との労務報酬下限額の設定の幅の解消を図り、委託・指定管理協定とは切り離して、公共工事設計労務単価「軽作業員」の90%（熟練労働者の労務報酬下限額）の60%～70%の範囲からとして検討した結果、65%で見習い等の労務報酬下限額とする計算をして新たに <u>988円</u> と設定した。
平成28年度	前年度の趣旨を基に金額もそのまま <u>988円</u> と設定した。
平成29年度	前年度の考え方を継続し、公共工事設計労務単価の上昇率に自動的に連動させず、市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,000円</u> と設定した。
平成30年度	前年度の趣旨を基に近隣等の市場の賃金実態等を総合的に勘案して、そのまま <u>1,000円</u> と設定した。
令和元年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,045円</u> と設定した。
令和2年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,075円</u> と設定した。
令和3年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,075円</u> と設定した。
令和4年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,103円</u> と設定した。

（案1）前年度と同額の考え方（据え置き）

前年度に設定した、市場の賃金実態等を総合的に勘案した労務報酬下限額と同額の1,103円のままとする。

(案2) 前年度の審議会と同様の考え方

前年度の考え方をそのまま継続し、市場の賃金実態等を総合的に勘案した労務報酬下限額とし、 _____ 円 とする。

(案3) 平成27年度審議会と同様の考え方

軽作業員の労務報酬下限額の65%とした労務報酬下限額の設定

軽作業員の労務報酬下限額 1, 755円 × 65% ≒ 1, 141円



公共工事設計労務単価（軽作業員）（令和4年10月現在）
= 1, 950円（15, 600円（日給）÷ 8時間）× 90%

※各算定段階の算定結果における小数点以下は1円単位に切り上げ

(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合（条例第7条第1項第1号に規定する割合）

令和5年度においても、従前どおりの考え方を継続して適用する。

(案) 職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上を熟練労働者とし、20%未満を熟練労働者以外とする。

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

業務委託・指定管理の労務報酬下限額の設定根拠は、生活保護基準に代わる設定根拠について、平成26年度審査会から継続して検討してきたが、適切な基準根拠が無い状況であったため、東京都の地域別最低賃金額や事業者の賃金実態を基に業務の質や安全性の確保が行える観点を加味し、設定を行うものとした。しかし、平成29年度の労務報酬下限額を設定するにあたり、近年の急激な最低賃金の上昇があることから、今般の影響を鑑み臨時的・継続的措置とした金額設定となった。

また、業務の質や安全性の確保が大きく必要な案件については、業務に応じて、個別に労務報酬下限を設定した。

(1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額（条例第7条第1項第2号に規定する額）

(案) 業務の質や安全性を確保する観点を重視した設定とする方法

平成28年度の審議会と同様の考え方である。業務の質の確保の観点を持った労務報酬下限額の設定とするが、事業者に大きな経費負担が生じることや市の財政面への影響も考慮し、無理の無い範囲での設定とする案。

令和5年度労務報酬下限額 = [令和5年10月1日最低賃金額] + α 円

※令和5年10月1日から適用される最低賃金額を踏まえた額にする必要がある。

東京都の地域別最低賃金額の動向、事業者負担面等も考慮しながら、検討する。

【参考】東京都の地域別最低賃金額及び労務報酬下限額（個別設定以外）の推移

年度	最低賃金			労務報酬下限額			
	額	前年度比較		適用年度	額	前年度比較	
		額	%			額	%
平成 24 年 10 月	850 円			平成 24 年度	903 円		
平成 25 年 10 月	869 円	19 円増	2.2%増	平成 25 年度	903 円		
平成 26 年 10 月	888 円	19 円増	2.2%増	平成 26 年度	903 円		
平成 27 年 10 月	907 円	19 円増	2.1%増	平成 27 年度	903 円		
平成 28 年 10 月	932 円	25 円増	2.8%増	平成 28 年度	946 円	43 円増	4.8%増
平成 29 年 10 月	958 円	26 円増	2.8%増	平成 29 年度	962 円	16 円増	1.7%増
平成 30 年 10 月	985 円	27 円増	2.8%増	平成 30 年度	990 円	28 円増	2.9%増
令和元年 10 月	1,013 円	28 円増	2.8%増	令和元年度	1,018 円	28 円増	2.8%増
令和 2 年 10 月	1,013 円	増減ナシ	増減ナシ	令和 2 年度	1,046 円	28 円増	2.8%増
令和 3 年 10 月	1,041 円	28 円増	2.8%増	令和 3 年度	1,046 円	増減ナシ	増減ナシ
令和 4 年 10 月	1,072 円	31 円増	2.9%増	令和 4 年度	1,075 円	29 円増	2.8%増

※平成 27 年度は 10 月から 907 円

○個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額の計算式の変遷

平成 28 年度労務報酬下限額（平成 27 年度審議会）

第 4 回（H 27 年 10 月 8 日）

$$[\text{平成 27 年 10 月 1 日最低賃金額 907 円}] + 19 \text{円} + 20 \text{円} = \underline{\underline{946 \text{円}}}$$

平成 28 年度 10 月 1 日最低賃金予想額 [926 円]

平成 29 年度労務報酬下限額（平成 28 年度審査会）

第 4 回（H 28 年 10 月 6 日）

$$[\text{平成 28 年 10 月 1 日最低賃金額 932 円}] + 25 \text{円} + 5 \text{円} = \underline{\underline{962 \text{円}}}$$

平成 29 年度 10 月 1 日最低賃金予想額 [957 円]

平成 30 年度労務報酬下限額（平成 29 年度審査会）

第 4 回（H 29 年 10 月 4 日）

$$[\text{平成 29 年 10 月 1 日最低賃金額 958 円}] + 26 \text{円} + 6 \text{円} = \underline{\underline{990 \text{円}}}$$

平成 30 年度 10 月 1 日最低賃金予想額 [984 円]

平成 31 年度労務報酬下限額（平成 30 年度審査会）

第 4 回（H 30 年 10 月 3 日）

$$[\text{平成 30 年 10 月 1 日最低賃金額 985 円}] + 27 \text{円} + 6 \text{円} = \underline{\underline{1,018 \text{円}}}$$

令和元年度 10 月 1 日最低賃金予想額 [1,012 円]

令和2年度労務報酬下限額（令和元年度審査会）

第4回（R1年10月2日）

$$[R1年10月1日最低賃金額1,013円] + 27円 + 6円 = \underline{1,046円}$$

令和2年度10月1日最低賃金予想額[1,040円]

令和3年度労務報酬下限額（令和2年度審査会）

第2回（R2年8月31日）

$$[R2年10月1日最低賃金額1,013円] + 27円 + 6円 = \underline{1,046円}$$

令和3年度10月1日最低賃金予想額[1,040円]

令和4年度労務報酬下限額（令和3年度審査会）

第3回（R3年10月4日）

$$[R3年10月1日最低賃金額1,041円] + 28円 + 6円 = \underline{1,075円}$$

令和4年度10月1日最低賃金予想額[1,069円]

(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの（条例第7条第1項第2号に規定する額）

業務の質や安全性の確保を目的に、平成28年度から業種ごとに労務報酬下限額の複数設定を開始している。

令和5年度に向けては、これまでと同様に所管課担当者や請負事業者等の意見交換・調整を踏まえた労務報酬下限額の設定を考えている。

業種・職種	令和4年度 労務報酬下限額	令和4年度 対象案件数
公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1,075円	8件
街路樹の維持管理業務	1,082円	4件
下水道管渠清掃等業務	1,328円	1件
可燃物等の収集運搬業務	1,083円	8件
学校給食センター調理等業務委託	1,090円	2件
学校給食配送業務委託	1,090円	1件
学校給食配膳業務委託	1,075円	1件

対象件数は8月19日時点の件数です